

### 葛飾区産後ケア事業利用承認通知書

令和 年 月 日付で申請のありました産後ケア事業の利用について下記のとおり承認しましたので通知します。

葛飾区長



**【注意事項】**

- ・サービスを利用するときはこの通知書を必ず持参し、受付窓口にご提示ください。
- ・住所、氏名、課税状況などの申請内容に変更が生じた場合は、速やかに区へ変更申請書を提出してください。
- ・区民でなくなった場合は利用できません。利用した場合は、全額を自己負担していただきます。

収受印

(収受印のないものは無効)

利用者 (妊産婦) 住所	葛飾区		
利用者 (妊産婦) 氏名			
連絡先電話	( )		
出産(予定)日	令和	年	月 日
世帯区分 (令和6年3月31日まで)	課税	非課税	その他
産婦健康診査	2回以内	産後2か月未満の産婦	
宿泊ケア	計7日以内	産後4か月未満の母子	
デイケア (個別) (令和6年4月より開始)			
乳房ケア (外来・訪問)	5回以内 (令和6年3月31日までは3回)	産後1年未満の産婦	

契約医療機関記載欄

上限管理票	利用日	実施医療機関名		利用日	実施医療機関名
産婦健康診査	① /		宿泊ケア デイケア (個別)	① /	
	② /			② /	
乳房ケア (外来・訪問)	① /			③ /	
	② /			④ /	
	③ /			⑤ /	
	④ /			⑥ /	
	⑤ /			⑦ /	

備考欄

---



---